

平成 27 年 11 月 10 日
公益社団法人日本監査役協会

監査委員会監査報告のひな型の改定について

公益社団法人日本監査役協会は、監査法規委員会において、会社法及び法務省令の改正を踏まえて、「監査委員会監査報告のひな型」の見直しを進めてまいりました。このたび、当協会として最終的に取りまとめましたので、公表いたします。

このたびの改定では、事業報告に記載されている親会社等との取引について、会社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、監査委員会の意見を記載しなければならないこと（会社法施行規則第 118 条第 5 号、第 129 条第 6 号、第 131 条第 1 項第 2 号）に対応しています。

また、従来、連結計算書類に係る監査報告について独立した監査報告を作成する文面を採用していましたが、今回の改定において事業報告等に係る監査報告書及び計算書類等に係る監査報告書と一体の文面を採用することとし、所要の記載を追加しています。

形式面では、読みやすくなるよう監査の方法及びその内容においては、段落分けを行い、それに合わせて一部記載箇所を移動いたしました。

さらに、監査報告の内容をより具体的な記載例が可能となるよう注記の記載内容を具体化させています。

当協会が公表する「監査委員会監査報告のひな型」は、従来から、会社法及び関係法務省令が定める最低必要事項を充足するとともに、各自・各社の監査活動の実態を十分に反映しながら、監査活動の透明性を高め、監査の信頼性を確保することをできるだけ充たすことを目指したものです。本ひな型とその注記を参考にし、この目的を達成することが期待されます。

本文等は、ホームページ (<http://www.kansa.or.jp/>) において公開しています。[ホーム>監査実務支援>電子図書館>基準・規則・ひな型]

【お問い合わせ先】

(公社) 日本監査役協会事務局 企画部企画課
佐藤、中村

Tel: 03-5219-6125